

有価証券報告書の適正性に関する確認書

平成 29 年 11 月 29 日

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 宮原 幸一郎 殿

本店所在地	東京都港区東新橋一丁目 5 番 2 号 汐留シティセンター
不動産投資信託証券発行者名	G L P 投資法人 (コード : 3281)
代表者の役職・氏名 (署名)	執行役員・辰巳 洋治 <u>辰巳洋治</u>

本投資法人の執行役員である辰巳 洋治は、本投資法人の平成 29 年 3 月 1 日から平成 29 年 8 月 31 日までの第 11 期営業期間の有価証券報告書の提出時点において、当該有価証券報告書に不実の記載がないものと認識しております。私が不実の記載がないと認識するに至った理由は下記の通りです。

記

1. 本投資法人の仕組みについて

本投資法人は投資信託及び投資法人に関する法律（以下、「投信法」といいます。）上の投資法人であり、資産運用委託契約に基づき、法定開示を含む資産の運用に係る業務等を GLP ジャパン・アドバイザーズ株式会社（以下、「資産運用会社」といいます。）に委託しています。また、投信法に基づき、計算に関する事務及び会計帳簿の作成に関する事務を含む一般事務、資産の保管に係る業務等（以下、「一般事務等」といいます。）を三菱UFJ 信託銀行株式会社（以下、「一般事務受託者」といいます。）に委託しております。

なお、私は本投資法人の執行役員と資産運用会社の代表取締役を兼職しております。

2. 有価証券報告書の作成プロセスについて

有価証券報告書は、一般事務受託者が作成した会計帳簿を基に、資産運用会社の関係各部署より集約された情報を勘案した上で原案を作成しております。当該原案については、法律に係る記載内容及び税務に係る記載内容について、それぞれ法律事務所及び税理士法人による助言を受け、また、財務諸表について会計監査人による監査を受けて、作成しております。

3. 不実の記載がないと認識するに至った理由

- (1) 有価証券報告書に記載した内容に関して、「金融商品取引法」、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」等に基づいて作成していることを確認しております。
- (2) 一般事務受託者より、一般事務等の処理状況につき定期的に業務報告書を受領し、本投資法人役員会で内容詳細を確認しております。

- (3) 有価証券報告書の作成にあたり、資産運用会社内の業務分担と責任部署が明確化されており、各責任部署において適切な業務体制が構築されていることを確認しております。
- (4) 全ての重要な事項が本投資法人の役員会へ適切に付議・報告されております。
- (5) 本投資法人の会計監査人（有限責任 あづさ監査法人）より、平成 29 年 11 月 29 日に金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項に規定される監査証明を受領しております。

以 上